実績評価書

	新組成处理	たへの対応を含め	地域住民の健康の保持	■ 増進及び地域住民が	(安心して莫らせる地域)	(厚生) 保健体制の確保を図る	労働省6(I-11-1)) - ノ		
施策目標名	(施策目標	I -11-1)				不降 本型 公准 不ら回る。			
心 宋日保石	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを 推進すること								
		本施策は、地域保健法(昭和22年法律第101号)に基づき、地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ることで、地域保健体制の確保を るために実施している。							
	方向や、保	E労働省では、地域保健対策の円滑な実施や総合的な推進を図ることを目的として、地域保健法に基づき地域保健対策の推進の基本的な、保健所及び市町村保健センターの整備・運営に関する基本的事項を定める等しているが、地方自治体における保健師等の地域保健従事いては、地域の実情と特性を踏まえた中で各自治体がその裁量により人材確保を行う点に留意する必要がある。							
施策の概要		ロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、令和3年度から令和5年度にかけて、感染症対応 事する保健師を毎年約450名ずつ、合計1,350名増員するための地方財政措置を講じられた。							
	(Infectious 関での勤務 る体制を整	disease Health Em 務経験者等)に対して	ergency Assistance Tea ス募集や広報を行い、医	am) 要員になりうる者(阝 師、保健師、看護師、管	関係団体や医療系大学 管理栄養士等の専門人材	こ、各保健所設置自治体 等の専門職、保健所を退 オを確保し、必要な場合 はに、保健所設置自治体	職した者等の行政機 すぐに支援を要請でき		
	〇 保健所 〇 全国の 区以外の市	常勤保健師数は、45町村に15,721人と7	-62箇所あり、過去5年で 令和5年度末時点で29,0 なっている。過去5年で	005人であり、都道府県7 見ると微増傾向である。		65人、政令市・特別区に ばいか微減傾向である。			
	〇 保健所 〇 上記の	における地域・職域 保健所における連絡	医療協議会等の開催回 は連携推進協議会の開催 路調整会議の開催回数 東増進事業報告」より集	崔回数は令和5年度時点 は、過去5年で見ると年	気で、683回である。	きがあり、経時的な増減	頃向は見られない。		
施策を取り巻く現状	※地域保健医療協議会:・・・地域保健法第11条において、保健所設置自治体は保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項について、保健所に運営協議会を置くことができる旨が規定されている。これに基づき、保健所設置自治体において、二次医療圏毎の地域保健医療施策の総合的な推進に関する事項について審議等を行う地域保健医療協議会を設置している。								
	※地域・職域連携推進協議会:・・・地域保健法第4条に基づく地域保健対策の推進に関する基本指針及び健康増進法(平成14年法律第103号)第 9条に基づく健康増進事業実施者に対する健康審査の実施等に関する指針において位置づけられている。都道府県及び二次医療圏を単位として 設置し、地域・職域連携推進事業の企画・実施・評価等において関係機関が合意形成する上で中核的役割を果たす。また、各地方公共団体の健康 増進計画の推進に寄与することを目的とする。								
	【地域の健康危機(感染症)の応援派遣体制に関する現状】 〇 保健所における健康危機管理関連会議の開催回数は令和5年度時点で、1,496回である。 〇 上記の保健所における健康危機管理関連会議の開催回数は、過去5年で見ると年度によってややばらつきがあり、経時的な増減傾向は見られない。 (上記データは「地域保健・健康増進事業報告」より集計)								
	※健康危機管理関連会議:地域保健法に基づく、保健所の運営協議会のうち、健康危機管理関連会議は、保健所設置自治体において、保健所管内の健康被害の発生に備え、平時から管内関係機関との情報交換や議論を行い、迅速、かつ、適切な即応体制を確保する等のために設置しているものである。								
施策実現のための課題	地域保健対策については、一人一人の暮らしと生きがいを共に創る「地域共生社会」の実現に向け、ソーシャルキャピタルと呼ばるの様々な資源、活力を生かした取組を活用しつつ、各自治体において、地域の実情に即した具体的施策を推進しているところが、急速な少子高齢化の進行などにより、地域保健をめぐる環境は大きく変化している。また、次の感染症のまん延等の健康危生した場合に備え、保健所等の人員体制の強化が急務となっている。こうした保健師の活動分野の多様化・役割の増大を踏まる保健に関する新たな課題に対応できるよう、保健師の人員確保・人材育成等を通じた一層の体制整備等を図っていくことが重要						しているところである 延等の健康危機が発 の増大を踏まえ、地域		
	2	3 新型コロナウイルス感染症への対応も踏まえ、次の感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に備え、保健所等の業務を支援で 体制を整備することが重要である。							
		達成目	標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
各課題に対応した	目標1	保健師の人員確保	・人材育成等を通じた地	也域保健体制の強化	今後も、地域で増加する健康課題に対応する保健師について、適正な人員確保を推進するとともに、地域の保健師の資質の向上がより一層図られることが必要であり、より質の高い研修を実施する等の必要な地域保健対策を効果的・効率的に実施することが、地域保健体制の強化に資するため。				
達成目標					次の感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に備え、各保健				
	目標2	IHEATの体制整備を	を通じた地域保健体制の		所設置自治体で、学会・関係団体等と連携して保健師、医師、看護師、管理栄養士等の専門人材を確保し、必要に応じて保健所等の業務を支援する体制を構築することにより、地域保健体制の強化につながるため。				
		区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
	子告 小	当初予算(a)	6,398,813			6,720,409	6,821,099		
恢	予算の 状況	補正予算(b)	93,201	168,602	·	·	0		
施策の予算額·執行額等 	(千円)	繰越し等(c) 合計(a+b+c)	6,386,557 12.878,571	202,351 7,716,901	614,578 7,094,590				
	執行	音詞(a+b+c) ・額(千円、d)	3,456,373						
		%、d/(a+b+c))	26.8%						
	+/\(i)	/U, U/(a D U//	20.6%	40.0%] 30.7%	JU.370			

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
施策に関係する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)		令和5年6月16日	次なる感染症危機への対応に万全を期すため、感染症危機管理の 司令塔機能を強化するとともに、これまでの新型コロナウイルス感染 症への対応の検証を踏まえて政府行動計画を見直す。また、医療措 置協定締結の推進、保健所や地方衛生研究所等の体制強化、臨床 研究の基盤整備、人材育成や災害派遣医療チーム(DMAT)の対応 力強化等に取り組む。

達成目標1につい	へて 保健師の人員確保	- 人材育成等を通じた	地域保健体	制の強化						
		指標の選定理由	各地方自治体においては、がん対策、新型コロナウイルス等の感染症対策、介護予防、児童虐待予防、自殺対策など今後も増加する保健師業務に対応するため、保健師の人員確保に努める必要があることから、その数値を向上させることを目標とした。 【出典】「地域保健・健康増進事業報告」(厚生労働省) 「保健所及び市区町村の常勤職員数」より保健師の数値を引用。							
	指標1		今後も増加する保健師業務に対応するため、自治体における保健師数につい 着実に増加することが重要であるものの、自治体によって予算規模や業務量、関 きく異なり、一定の目標値を設定することは困難であることから、「前年度以上」を ている。							員数等が大
	(アウトカム)	基準値			度ごとの目標			│ ・ 目標値	主要な指標	達成
		_ ,		ı	きごとの実糸					21%
		平成28年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		毎年度		
		25,624人	前年度 (26,912人) 以上	前年度 (27,298人) 以上	前年度 (27,979人) 以上	前年度 (28,560人) 以上	前年度 (29,005人) 以上	前年度以上		(O)
			27,298人	27,979人	28,560人	29,005人	集計中 (令和8年3 月公表予 定)		Ü	(0)
測定指標	指標2	指標の選定理由	統括保健師は、住民の健康の保持増進を図るための様々な活動等を効果的に推進するため、保健師の保健活動を組織横断的に総合調整するとともに推進し、人材育成や技術面での指導及び調整を行うなど統括的な役割を担うことが、「地域における保健師の保健活動に関する指針」に明記されている。 統括保健師の配置により、保健師が中心となる組織横断的なネットワークを機能させることで、平時の地域保健対策の推進に加え、健康危機発生時の迅速な対応が可能となることや、自組織内における保健師に対する技術的な指導等を行う役割を担うことにより、保健師の人材育成につながることから、その配置率を向上させることを目標とした。 【出典】「保健師活動領域調査」(厚生労働省)						技術面で 健活動に させること なることや、	
	全自治体における統括保健師の配置割合 (アウトプット)	る統括保健 自治体における統括保健師については、保健師の割合 目標値(水準・目標年 きく寄与するため、毎年度着実に増加することが重要					が重要であ _。 と健師の配置	るものの、自 計割合につい	治体によっ [・]	て予算規
		基準値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値			日標値	主要な指標	達成		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	毎年度		
		_	_	前年度 (51.2%)以 上	前年度 (62.4%)以 上	前年度 (65.4%)以上	前年度 (66.9%)以上	前年度以上		0
			51.2%	62.4%	65.4%	66.9%	69.5%			
	保健師未設置又は1人配置 市町村数		令和2年度 17自治体	令和3年度 17自治体	令和4年度 28自治体		令和6年度 20自治体			

達成目標2につい	oて IHEATの体制整例	IHEATの体制整備を通じた地域保健体制の強化					
		指標の選定理由	令和4年12月に成立した地域保健法の改正により、IHEATが法定化された。また、次の感染症危機に備え、感染症法に基づく予防計画の数値目標として、保健所設置自治体に対してIHEAT 要員に対し、実践的な訓練を含む研修を、少なくとも年1回受講させることを目標として求めている。このため、IHEAT研修を年に1回以上行っている保健所設置自治体の数を測定指標として設定する。 【出典】地域保健室調べ				
測定指標	指標4 IHEAT研修を年に1回以上 行っている保健所設置自治(の数 (アウトカム)	度)の設定の根拠	令和4年12月に成立した地域保健法・感染症法の改正によりIHEATが法定化され(令和5年4月1日施行)、全ての保健所設置自治体が主体となりIHEAT要員に対して研修を実施することとなった。 IHEAT研修は各保健所設置自治体で実施することとしているが、法定化されてまだまもなく、また新型コロナウイルス感染症対応を踏まえて各自治体では感染症対応業務を見直しているところであり、自治体によっては地域の実情に応じて研修をその他の自治体と共催で開催するなどの対応を行っているところもある。 このように、現状では全国一律の目標値を定めるのは困難であるため、まずは前年度の実施自治体数を超えることを目標とし、制度の普及とともに今後研修実施自治体数が157自治体(全ての保健所設置自治体)となるように検討する。				

基準値		年原	度ごとの目標	目標値	主要な指標	達成		
本 午他	年度ごとの実績値					日保胆	工女は旧伝	连队
令和4年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	毎年度		
19自治体					前年度(55 自治体)以 上	前年度以上	0	0
			19自治体	55自治体	119自治体			

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

第18回政策評価に関する有識者会議医療・衛生ワーキンググループ(令和7年7月14日開催)で議論いただいたところ、以下のご意見があり、これ を踏まえ、以下に示すような対応を行った。

【達成目標1について】

①保健師についての施策は重要で、地域による違いは大事であるので、全体数ではなく都道府県単位やもう少し細かく見ていく必要がある。また、 公衆衛生の医師もすごく少なく、1つの保健所に保健所長が1人いなければいけないところ、所長が足りず兼務になっているところなどが非常に深 刻な状況となっており、そのあたりも視野に入れていただきたい。

⇒「地域による違い」としては、特に小規模自治体での保健師確保が課題であることから、参考指標として保健師ゼロ自治体数を設定しており、引き 続き偏在対策を進めていく。

公衆衛生医師の確保は重要な観点だが、保健所長の養成には複数年を要するところ、保健所長数を年単位の政策評価の指標とすることは困難と思われることもあり、適切な指標設定が可能かどうかを検討してまいりたい。

【達成目標1の指標1について】

②保健師を引き続き増やしていくというところで、目標値を設定するのは難しいということだが、保健師は少ないという認識であって、当面、指標として設定して推進していくということなのか。

⇒各自治体の保健師数は、予算規模等を踏まえた自治体の裁量によるものであることから、国において具体的な目標値を設定することは困難であるが、今後も増加する保健師業務に対応するため、着実に増加することが重要であるため、「前年度以上」を指標として設定し推進していく。

学識経験を有する者の知 見の活用

【達成目標1の指標1及び達成目標2の指標4について】

③地域偏在が大きいということを前提にすると、測定指標1のようにバクッと大きな数字で目標値を立てるのが適切なのかという問題がある。こういうバクッとした指標を出すのだと、ゴールは何か、目標値の違いによって全然アプローチが違ってくる。地域ごとに違うということであると、どのような共通の指標を持てるのかということだと思うし、常勤保健師数とIHEATの充足の度合い、常勤が足りないならIHEATでどのぐらい確保できているのかのバランスをセットで考えることが必要になり、測定指標4(IHEAT研修を年に1回以上行っている保健所設置自治体の数)も自治体の数よりも、IHEATはどのぐらい目標を確保できたのかというような指標が必要になってくるのではないか。

⇒「地域偏在が大きい」ことに関して、特に小規模自治体での保健師確保が課題であることから、参考指標として保健師ゼロ自治体数を設定しており、引き続き都道府県支援による小規模自治体等保健師確保等モデル事業(都道府県保健師の管内市町村への派遣含む)等の偏在対策を進めていく。

・IHEATについては、保健所業務を支援することから、目標登録人数の設定については各自治体の実情に応じた評価が望ましいところ。、国による 実態把握の強化は必要と承知しており、自治体の負担を過度に増やさない形でどのような指標が設定可能かどうか、引き続き検討してまいりたい。

【達成目標2の指標4について】

④IHEATの年1回以上の研修について、保健所設置については、都道府県と保健所設置市で状況が違うのではないかと思うが、目標も大きく達成しているところから、都道府県の実施割合と保健所設置市の実施割合として、具体的にそれを指標にして推進していくというような考えはないか。

⇒IHEATの研修については、今後自治体の支援を強化していくにあたって都道府県と保健所設置市の共催を含めた柔軟な研修方式も想定していることもあり、単純な切り分けが困難な事例があると認識している。安易に全体の総数だけを単一指標とすべきでないというご指摘と承知しており、どのような指標が適切かということについては、引き続き検討してまいりたい。

目標達成度合いの測定結果 |(各行政機関共通区分)②【目標達成】 (判定結果) A【目標達成】 (判定理由) 【達成目標1:保健師の人員確保・人材育成等を通じた地域保健体制の強化】 指標1については、令和6年度実績値は集計中であるものの、令和2年度から毎年度増加し、目標を超える保健 師数を確保することが出来ており、令和6年度の実績は目標値に到達できると見込んだ。 指標2については、令和2年度から毎年度、目標を超える配置割合を確保することが出来ている。 総合判定 【達成目標2:IHEATの体制整備を通じた地域保健体制の強化】 指標4については、制度創設以降、実施自治体数は加速度的に増加してきており、目標を大幅に超える体制を確 保することが出来ている。 【総括】 以上より、地域保健体制の確保については、全ての測定指標の達成状況が「○」又は「◎」となったため、判定結 果は②【目標達成】に区分されるものとして、A(目標達成)と判定した。 (有効性の評価) 【達成目標1:保健師の人員確保・人材育成等を通じた地域保健体制の強化】 指標1については、保健師確保の支援等により、保健師数は増加傾向にあり、毎年度の目標値が達成されている ことから、施策として有効に機能していると評価できる。 指標2については、地域保健法に基づく基本指針により設置が求められており、統括保健師の必要性等の周知を 行うことなどにより、毎年度の目標値が達成されていることから、施策として有効に機能していると評価できる。 【達成目標2:IHEATの体制整備を通じた地域保健体制の強化】 ・ 指標4については、IHEAT制度創設以降、実施自治体数は加速度的に増加し、目標を大幅に超えた成果を達成し ている。その要因としては、保健所設置自治体が行う研修等に対する補助事業の実施や、その周知によるものが考 えられ、施策として有効に機能していると評価できる。

		(効率性の評価)						
評価結果と 今後の方向性	施策の分析	【達成目標1:保健師の人員確保・人材育成等を通じた地域保健体制の強化】 ・ 指標1については、常勤保健師数の増加を図るため、厚生労働省において「自治体保健師確保のためのインターンシップ手引き」の作成や日本看護協会において「自治体保健師の人材確保ガイド」を作成するなど、地方自治体が実施する人材確保に関する取組を支援しており、保健師数の増加傾向が続いていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。 ・ 指標2については、保健師中央会などの全国規模の会議において統括保健師の必要性等の説明を行うなど、配置の支援を行うことにより、順調に効果的な配置を進めることが出来ており、かつ効率的な取組が行われていると評価できる。						
		【達成目標2:IHEATの体制整備を通じた地域保健体制の強化】 ・ 指標4については、次の感染症のまん延等の健康危機に備えた訓練等の研修に対する支援等を実施しており、 目標を大幅に超えた増加傾向が続いていることから、効率的な取組が行われていると評価できる。						
		(現状分析)						
		【達成目標1:保健師の人員確保・人材育成等を通じた地域保健体制の強化】 ・ 指標1については、地域で増加する健康課題に対応する保健師の適正な人員確保のため、市町村及び都道府県の地域保健の取組が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を講じており、保健師数は毎年度目標値を上回って増加していることから、地域保健体制の整備に寄与していると考えられる。 ・ 指標2については、平時の地域保健対策の推進に加え、健康危機発生時の迅速な対応に必要な体制であり、毎年度目標値は達成しているものの、更なる取組の促進を図っていくこととしている。						
		【達成目標2:IHEATの体制整備を通じた地域保健体制の強化】 ・ 指標4については、次の感染症のまん延等の健康危機に備えた訓練等の研修に対する支援等を実施しており、 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた感染対応業務を見直しを行っているところであるが、目標を大幅に超える 増加傾向が続いており、順調に体制整備が図られているものと考えられるため、引き続き取組の促進を図っていく。						
		(施策及び測定指標の見直しについて)						
	、 次期目標等への	【達成目標1:保健師の人員確保・人材育成等を通じた地域保健体制の強化】 ・ 指標1・2については、目標値を達成しているところであり、引き続き取組を進めていく。						
	反映の方向性	【達成目標2:IHEATの体制整備を通じた地域保健体制の強化】 ・ 指標4については、目標値を大幅に超えた増加となっており、今後も適切な体制がとれるよう、また、将来的には全ての保健所設置自治体(157自治体)で実施されるよう、引き続き取組の促進を図っていく。						
参考·関連資料等	• 「地域保健・健康増進	年法律第101号)(右記検索サイトから検索できます) URL: https://laws.e-gov.go.jp/ 事業報告」(厚生労働省) URL: https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html 査」(厚生労働省) URL: https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/139-1.html						
		/**						
担当部局名	健康·生活衛生局	健康課保健指導室長 後藤 友美 作成責任者名 作成責任者名 亦藤 基輝 総務課指導調査室長						

清水 彰